

歴史まちづくり

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律



歴史まちづくり法とは

我が国のまちには、城や神社、仏閣などの歴史上価値の高い建造物が、またその周辺には町家や武家屋敷などの歴史的な建造物が残されており、そこで工芸品の製造・販売や祭礼行事など、歴史や伝統を反映した人々の生活が営まれることにより、それぞれ地域固有の風情、情緒、たたずまいを醸し出しています。しかしながら、維持管理に多くの費用と手間がかかること、高齢化や人口減少による担い手が不足していることにより、歴史的価値の高い建造物や歴史や伝統を反映した人々の生活が失われつつあります。

「歴史まちづくり法」は、このような良好な市街地の環境(歴史的風致)を維持・向上させ、後世に継承するために、平成20年11月4日に施行されました。

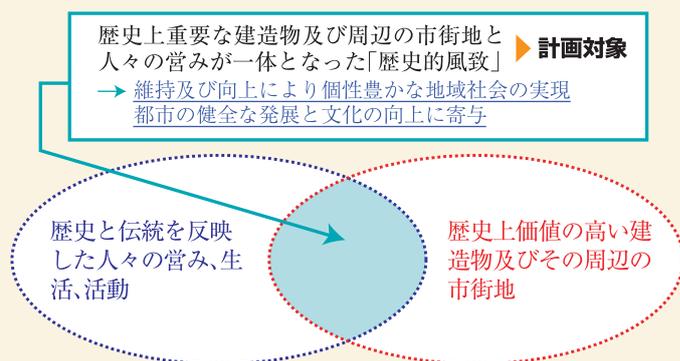
歴史的風致とは・・・

「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動と、その活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境」と定義(法第1条)しており、ハードとしての建造物と、ソフトとしての人々の活動を合わせた概念です。

そのため、単に歴史上価値の高い建造物が存在するだけではなく、地域の歴史と伝統を反映した人々の活動が展開されていて初めて歴史的風致が形成されるものとし、この歴史的風致をそのまま「維持」するのみならず、歴史的な建造物の復原や歴史的風致を損ねている建造物の修景等の手法によって、積極的にその良好な市街地の環境を「向上」させることを目的としています。



地元で「うだつの上がる町並み」と呼ばれている重要伝統的建造物群保存地区において、江戸時代に起源を持つ市指定無形民俗文化財である「美濃まつり」等の行事が継続的に実施され、良好な市街地の環境を形成している。(岐阜県美濃市)



「歴史的風致」の概念図

地域固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動の考え方

歴史的風致の構成要素である「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動」とは、伝統的な工芸技術による生産や工芸品の販売、祭りや年中行事等の風俗慣習、地域において伝承されてきた民俗芸能に加え、鍛冶や大工、郷土人形製作等の民俗技術等も含まれます。また、伝統的な特産物を主材料とする料理や、地域の伝統的な技術や技能による物品の展示なども「歴史及び伝統を反映した人々の活動」と捉えることができます。



重要無形民俗文化財の例(祭礼:高山祭)

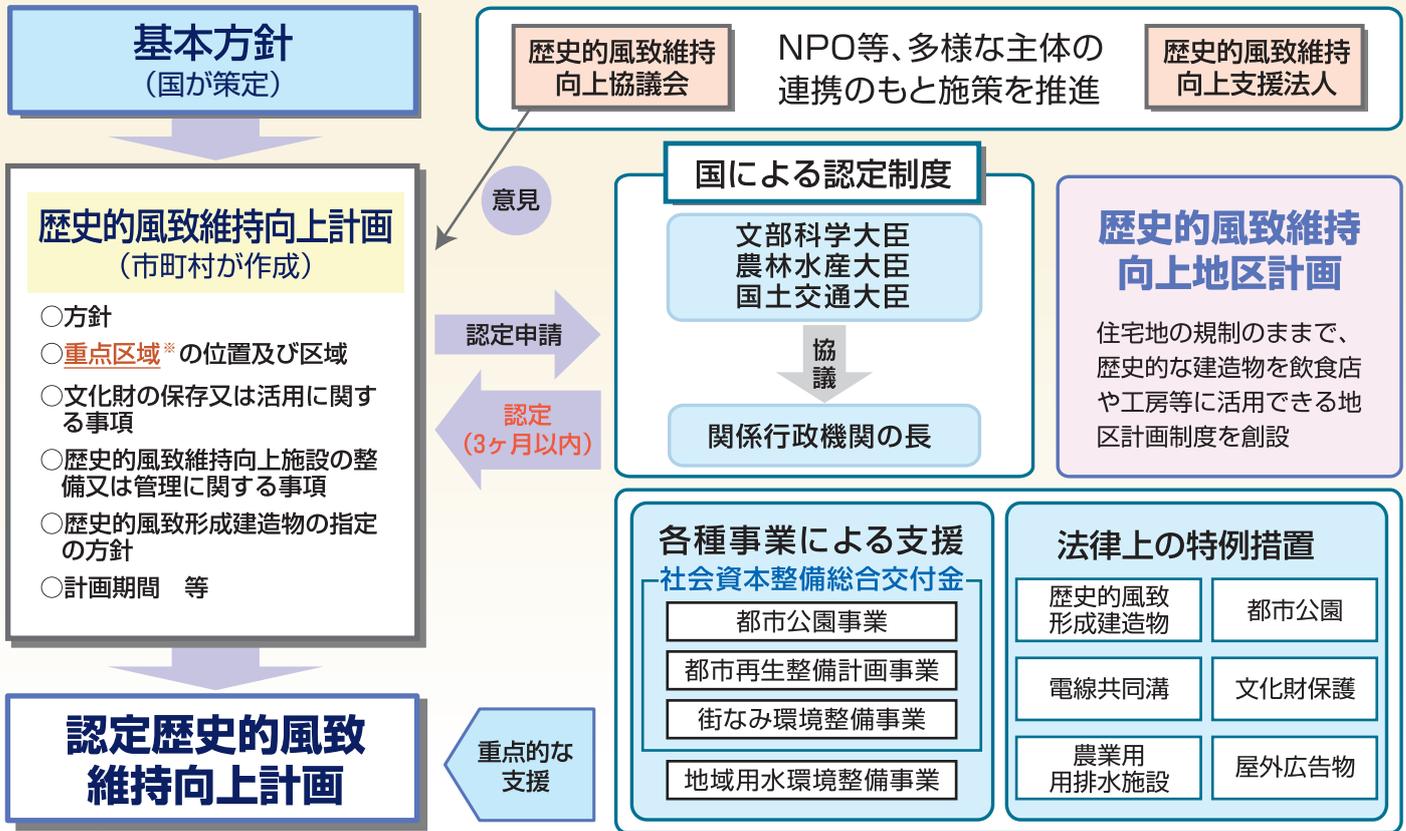


重要無形文化財の例(工芸技術:萩焼)

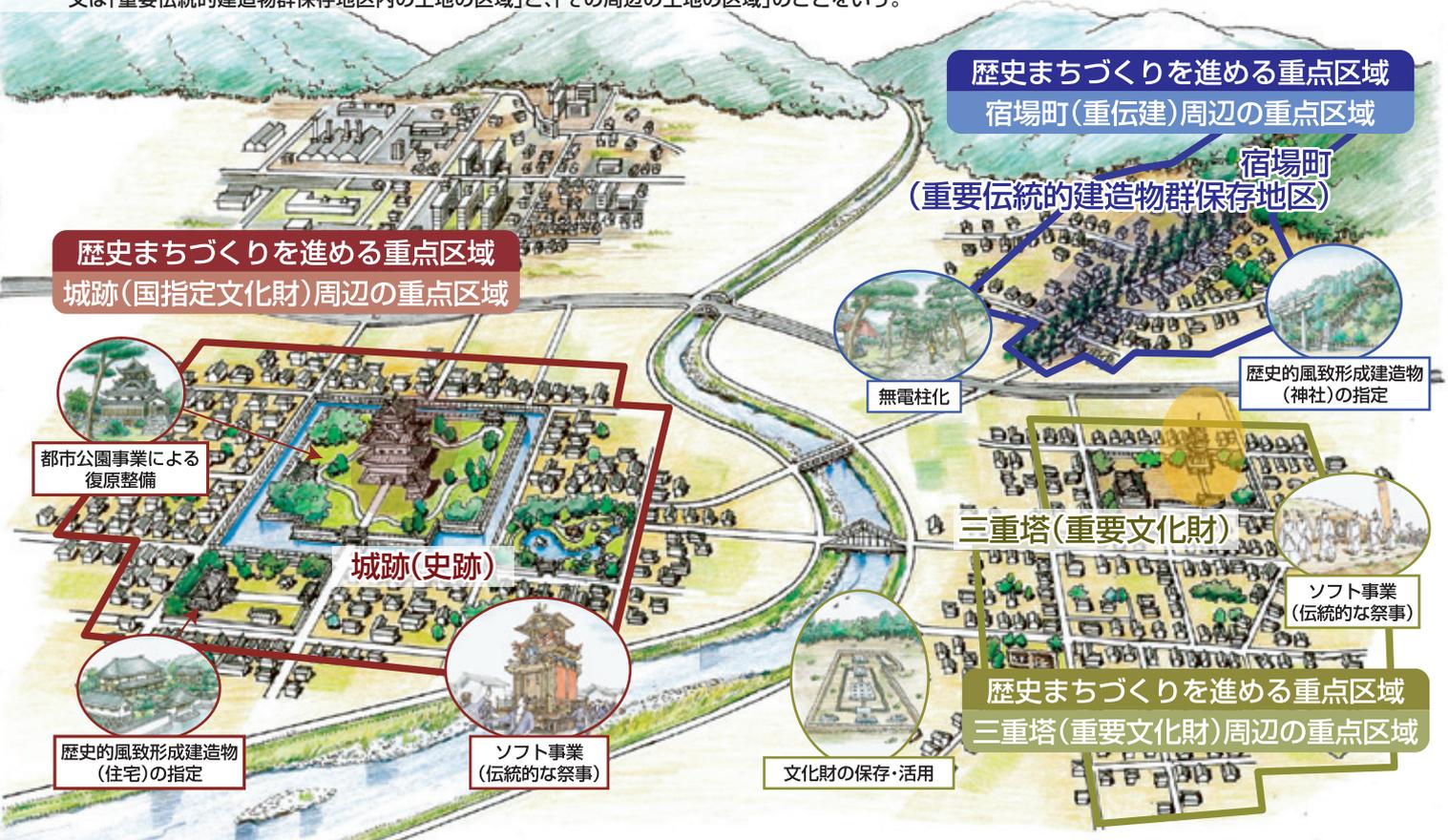
「歴史と伝統を反映した人々の営み」のイメージ

歴史まちづくり法の概要

市町村は、国が策定する基本方針に基づき、歴史的風致維持向上計画を策定し、国の認定を申請できます。
記載すべき事項については、法第5条第2項各号及び主務省令に定められています。



*重点区域とは「重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物として指定された建造物の用に供される土地」又は「重要伝統的建造物群保存地区内の土地の区域」と、「その周辺の土地の区域」のことをいう。



事業の概要

～認定計画に基づく事業を支援します～

街なみ環境整備事業

- ◆ 重点地区または街づくり協定等が結ばれた地区において、協議会活動、建造物の修景、地区公共施設の整備等について、総合的に支援します。
- ◆ 歴史的風致形成建造物等については、復原、買収等についても支援します。



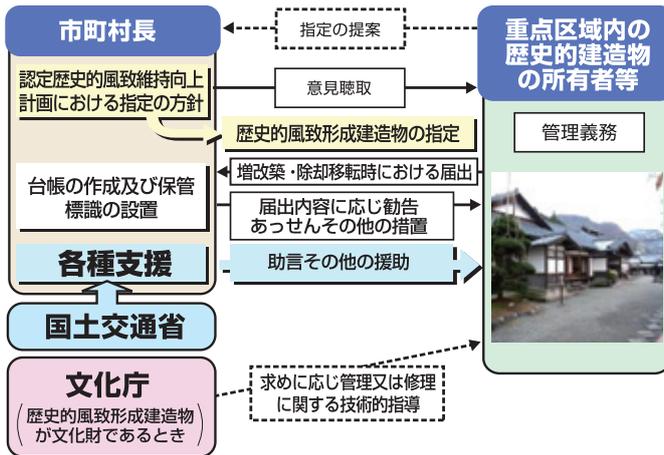
歴史的風致形成建造物の復原・修理・買収・移設

都市公園事業

- ◆ 古墳、城跡、旧宅等を復原したもので上価値の高いもの
- ◆ 公園管理者以外の歴史的風致維持向ても支援します。

歴史的風致形成建造物 (法第12条～21条)

市町村長が、重点区域内の歴史的な建造物を、歴史的風致維持向上計画に即して歴史的風致形成建造物として指定できます。



歴史まちづくりを重点

地域用水環境整備事業

- ◆ 歴史的風致維持向上計画に定めた農業用排水施設の修復(更新)等を支援します。



まちなみの中で歴史的風致の形成に寄与している用水路の整備・管理



市街地の周辺において歴史的風致の形成に寄与している施設の整備・管理



の遺跡及びこれら
歴史上または学術
が対象となります。

地方公共団体及び
上支援法人に対し



都市公園内の城跡等の復原

都市再生整備計画事業

- ◆ 認定計画に基づく事業を行う地区で一定の要件を満たす場合には、交付率の上限を現行の40%から45%に拡充します。
- ◆ 古都及び緑地保全事業、電柱電線類移設等の新たな基幹事業の追加により、市町村の創意工夫をより一層活かした取り組みを支援します。



電柱電線類移設等による
魅力的なまちづくりの推進

的に進める区域
(重点区域)

都市再生区画整理事業

- ◆ 認定計画に基づく土地区画整理事業地区を重点地区として支援します。
- ◆ あわせて、歴史的まちなみ形成に資する建築物等の敷地上の従前建築物等の移転補償費を支援します。

城郭建築(重要文化財)

都市・地域交通戦略推進事業

- ◆ 重点区域内の過度な自動車交通の流入を抑制するために設けられるパークアンドライド駐車場などの整備を支援します。

大名庭園(名勝)



「歴史的風致維持向上計画の認定事例」

「金沢市歴史的風致維持向上計画」

計画期間：平成20年度～29年度

石川県金沢市

計画紹介：<http://www4.city.kanazawa.lg.jp/11201/rekishitoshi/fuuti.jsp>

「金沢市歴史的風致維持向上計画」では、史跡「金沢城跡」や特別名勝「兼六園」を中心とした旧城下町の区域及びこれらを取り囲む緑豊かな台地、丘陵の自然地形の一部を含む区域を重点区域とし、金沢城公園整備事業や用水整備事業、茶屋街や寺院群等の歴史的なまちなみの保存、茶の湯や能の伝統文化の継承などが位置づけられています。

金沢市の維持向上すべき歴史的風致

金沢市の歴史的風致は、その風土と歴史に根ざした都市構造を基盤とする歴史的建造物や歴史的街並みとともに、人々の生活、生業として現在も営まれている伝統行事、伝統文化、工芸技術（伝統産業）が一体となって形成される良好な市街地環境です。



金沢城跡(国指定史跡)での薪能



卯辰山麓地区(旧観音町)

重点区域における施策・事業の概要

金沢城公園整備事業



河北門と橋爪門(二の門)の復元による金沢城三御門の整備、いもり堀の段階復元。

大野庄用水整備事業



既存の石積み護岸の老朽化に対する改修整備。用水沿いを快適に歩ける環境づくり。

加賀宝生子ども塾事業



市内の小中学生を対象に、市指定無形文化財の加賀宝生子月2回・2年間教える。

「太宰府市歴史的風致維持向上計画」

計画期間：平成22年度～31年度

福岡県太宰府市

計画紹介：<http://www.city.dazaifu.lg.jp/toshiseibi-k/keikann/rekimatisakutei.html>

「太宰府市歴史的風致維持向上計画」では、大宰府設置以来1300年以上の歴史を有し、太宰府天満宮神幸式や「さいふまいり」と呼ばれる太宰府参詣、厄除けの梅あげなどの梅にまつわる習慣、名物梅ヶ枝餅などの門前の賑わいといった人々の営みが今に息づく大宰府関連史跡及び太宰府天満宮とその門前の歴史的環境を有する地域を重点区域とし、歴史的風致形成建造物等の保存修理や大宰府跡・水城跡・大野城跡周辺の整備等の事業が位置付けられています。

太宰府市の維持向上すべき歴史的風致

太宰府市は、大陸への門戸である玄界灘の近くながら、山々に囲まれた盆地状の地に、大宰府が設置されて以来1300年以上の歴史の中で、宝満山や四王寺山などの自然環境や大宰府関連史跡や太宰府天満宮とその門前などの歴史的環境が伝えられてきています。これらの環境と一体となって「太宰府天満宮神幸式」や史跡地周辺を巡る「さいふまいり」など伝統を引き継いだ人々の営みが展開され、太宰府の歴史的風致を形成しています。



神幸式行列



大宰府跡

重点区域における施策・事業の概要

歴史的風致形成建造物等の保存修理



社寺・伝統家屋等の保存修理(写真:観世音寺)

「門前の生活」の歴史的風致維持向上



幸ノ元・溝尻水路保存修理事業(写真)等

大宰府跡・水城跡・大野城跡周辺の整備



散策路・サイン整備・緑化保全事業等

「多賀城市歴史的風致維持向上計画」

計画期間：平成23年度～32年度

宮城県多賀城市

計画紹介：<http://www.city.tagajo.miyagi.jp/sisei/keikaku/rekimati/index.html>

「多賀城市歴史的風致維持向上計画」では、特別史跡「多賀城跡附寺跡」を中心に、江戸時代以来の地割りや農村集落としての佇まいを残す集落、地域の人々の営みに重要な役割を果たしてきた貞山運河や塩竈街道を含む区域を重点区域とし、多賀城跡における南門復元、南北大路整備事業等が位置付けられています。また、震災復興を図る際に、良好な景観を形成するため、塩竈街道等の道路美装化や、板倉・石倉・土蔵等の保存・修復助成等も位置付けられています。



重点区域 ●●●●●
名称：多賀城市歴史的風致維持向上地区
面積：約327ha

多賀城市の維持向上すべき歴史的風致

多賀城市では、神亀元年(724)、仙台平野を望む丘陵上に東北地方の政治・軍事の中心として「多賀城」が設置された後、江戸時代から保護顕彰活動が続けられ、特別史跡や歌枕などの歴史的環境が良好な状態で伝えられています。そして、これらと折り重なるように、塩竈街道を舞台に繰り広げられる陸奥総社宮の祭礼、貞山運河の水運、農村集落としての習俗が、歴史的建造物と一体となって良好な市街地の環境を形成しています。



多賀城政庁跡



塩竈街道を巡行する神輿

重点区域における施策・事業の概要

多賀城南門復元事業



多賀城南門(特別史跡)の復元事業

塩竈街道修景事業



震災復旧を図る上で、道路美装化、説明板設置、板塀復原等を実施

板倉等調査・保存・活用事業



被災した板倉・石倉・土蔵等の調査・保存・修復への助成を実施

「明和町歴史的風致維持向上計画」

計画期間：平成24年度～32年度

三重県明和町

計画紹介：<http://www.town.meiwa.mie.jp/romantic/guide/temple/rekimati/index.html>

「明和町歴史的風致維持向上計画」では、史跡「齋宮跡」、三重県指定史跡「坂本古墳群」を含み、神聖な場所として古くから住民に守り続けられている齋王の森・竹神社や齋宮復興運動の拠点となった地域を重点区域とし、齋宮跡の建造物や古代伊勢道の復元、坂本古墳群の史跡公園としての整備、史跡内から流末河川に至る幹線排水路の整備、誘導案内板の整備、伊勢街道沿いの歴史的建造物の実態調査等の事業が位置付けられています。



重点区域 ●●●●●
名称：齋宮跡周辺地区
面積：約215ha

明和町の維持向上すべき歴史的風致

明和町は、古くは全域が伊勢神宮の神領となっており、古代から中世にかけて、天皇に代わり、伊勢神宮の天照大神に奉仕するため、歴代天皇の即位ごとに伊勢に遣わされた「齋王」の御殿とその事務を取り扱う役所(齋宮寮)からなる「齋宮」が置かれていました。近世においては、「齋宮」があった齋宮村をはじめとした5か村は、伊勢神宮の直轄地(神宮領)として残り、伊勢神宮と密接なかかわりを持って発展してきました。

こうした歴史的背景から、齋王制度が廃絶した後も齋宮の旧跡地では、地域住民による保存顕彰活動が受け継がれています。また、町内には伊勢神宮と深い関わりのある土器や織物の生産、大淀祇園祭などの民俗行事が歴史的建造物と一体となって明和町の歴史的風致を形成しています。



齋宮成立期と方格地割



奉祝祭の様子(昭和27年撮影)

重点区域における施策・事業の概要

史跡東部整備事業



柳原区画の最盛期の姿を復元

坂本古墳公園整備事業



坂本古墳群を史跡公園として整備

幹線排水路等整備事業

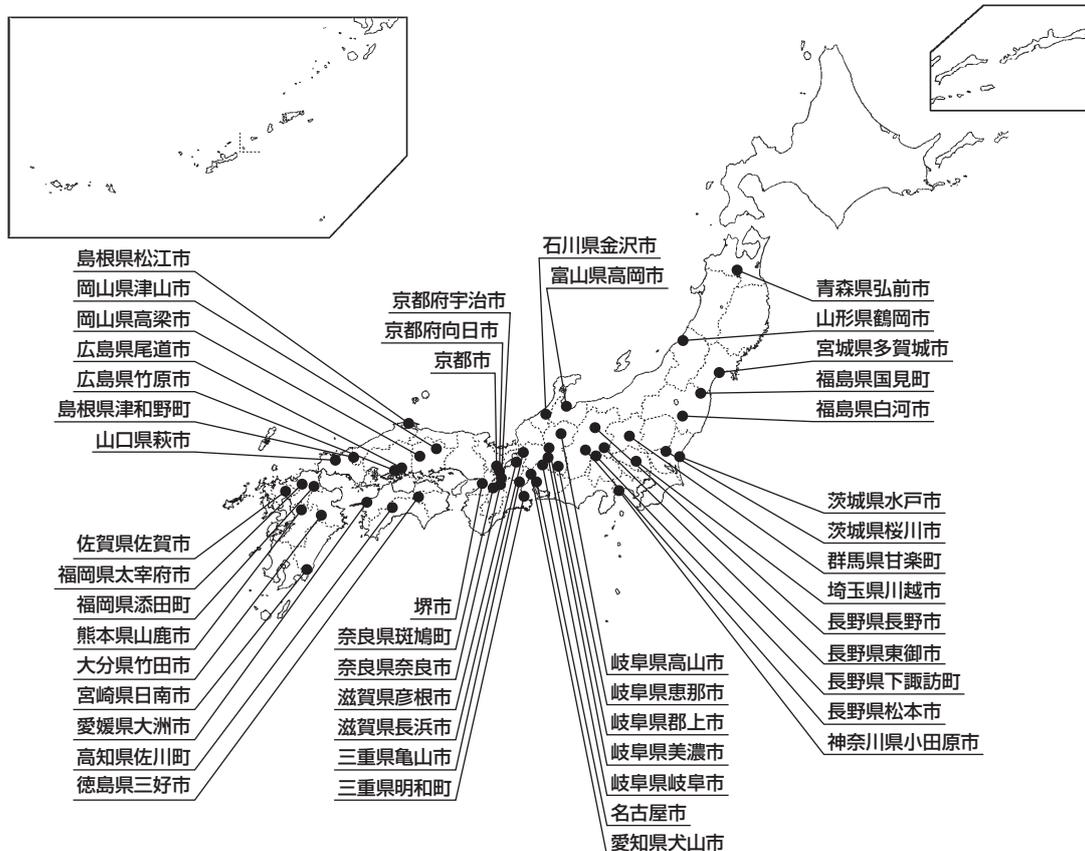


幹線排水路を改修

「歴史的風致維持向上計画の認定状況」

歴史的風致維持向上計画認定状況

平成27年2月末現在



市町村名	認定日	市町村名	認定日	市町村名	認定日	市町村名	認定日	市町村名	認定日
金沢市	H21. 1.19	京都市	H21.11.19	高岡市	H23. 6. 8	尾道市	H24. 6. 6	郡上市	H26. 2.14
高山市		水戸市	H22. 2. 4	小田原市		竹原市		H25. 4.11	
彦根市		長浜市		弘前市		明和町			H26. 6.23
萩市		甘楽町	川越市	東御市		竹田市			
亀山市	H21. 3.11	高梁市	H22. 3.30	多賀城市	H23.12. 6	岐阜市	H25.11.22	竹田市	H26. 6.23
犬山市		高梁市	H22.11.22	宇治市	H24. 3. 5	長野市		H26. 6.23	
下諏訪町		太宰府市		大洲市		津和野町			H27. 2.23
佐川町		三好市	美濃市	堺市		国見町			
山鹿市	白河市	佐賀市	鶴岡市	奈良市					
桜川市	H21. 7.22	松江市	H23. 2.23	日南市					
津山市		恵那市							

◎歴史まちづくり法ホームページ <http://www.mlit.go.jp/toshi/rekimachi/>

国土交通省 都市局 公園緑地・景観課 景観・歴史文化環境整備室

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2丁目1番3号

TEL:03-5253-8954 FAX:03-5253-1593 URL:<http://www.mlit.go.jp/toshi/rekimachi/>

文化庁 文化財部 伝統文化課 文化財保護調整室

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3丁目2番2号

TEL:03-6734-2415 FAX:03-6734-3820 URL:<http://www.bunka.go.jp/bunkazai/rekishifuchi/index.html>

農林水産省 農村振興局 農村政策部 農村計画課

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1丁目2番1号

TEL:03-3502-6004 FAX:03-3506-1934 URL:http://www.maff.go.jp/j/nousin/noukei/binosato/b_rekimati/index.html